

「ゴルフ場利用税」の廃止及び

ゴルフに係る国家公務員倫理規程の見直しを求める決議（案）

我が国では、消費税創設（平成元年）の際、パチンコ場やボウリング場等の娯楽施設利用税が廃止されたが、ゴルフについては、担税力のある裕福な者が行うスポーツであるとして「ゴルフ場利用税」が新設され、平成十五年度に一部非課税措置が導入されたものの、未だに存続している。

ゴルフは、既に国民体育大会の正式種目に採用され、現在、子供から高齢者、障害者まで、国民の約一割が親しむ生涯スポーツとなつており、かつ、ゴルフ料金の低廉化傾向があることからも身近な大衆スポーツであり、ゴルフ利用者の半数以上が年収五百万円以下であることなど、ゴルフ場の利用者に特段の担税力を見出することはできず、もはや贅沢なスポーツではない。

また、ゴルフ場利用税は、道路整備、防災対策、環境・有害鳥獣対策、ごみ処理、消防・救急サービスなどに使われているとされているが、他の屋外スポーツに比べ格段の行政サービスを受けているわけではなく、むしろ、雇用、資材の購入、交流人口の増加等によって地域との共存共榮を果たしている。ここ七年で百六十三のゴルフ場が閉鎖され、所在市町村にとって、雇用、経済に大きなダメージを与えており、平成五年には一千億円あつたゴルフ場利用税が最近では半分以下となつてのこと、ゴルフ人口が減少し続けていることから、ゴルフ場に頼る市町村においては、今後、益々厳しい状況となっていく。

こうした中、あまたあるスポーツの中で、ゴルフ場の利用にのみ単体で課税されることとは税の公平性の観点からも極めて不当なものであるとともに、消費税との二重の負担となつてている。ゴルフナーからは「なぜゴルフだけが差別されなければならぬのか」との数多くの声が上がっている。全国各地、各分野のゴルフ関係者から、またオリンピック関係者からも、廃止の強い要望を頂いているところである。

ゴルフは、昨年のリオデジャネイロオリンピックから正式競技に復帰し、国際的にも競技スポーツとして確固たる地位が認められた人気スポーツであり、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催国として、世界的に類を見ないゴルフのみを狙い撃ちした課税を行つてることは恥ずべきことである。

国際ゴルフ連盟理事によると、全英ゴルフ協会など海外の関係者からは「スポーツとして見られてなく残念、スポーツへの課税はおかしい」などの声が寄せられているとのことである。

(案)

については、今般の税制改正において、「ゴルフ場利用税」の廃止を決定すべきである。なお、ゴルフ場利用税の廃止に際しては、ゴルフ場利用税交付金がゴルフ場所在地方公共団体の貴重な財源と言われていてることに鑑み、代替財源を確保すべく、関係者を入れて、検討を進める。

これに関連し、ゴルフ産業は我が国を代表するスポーツ産業の一つであり、雇用の確保など、地域経済にも大きく貢献していることからも、ゴルフ場所在市町村やゴルフ団体等関係機関が連携し、地方創生に貢献できるよう、ゴルフ場と地域が共に発展できる方策等の検討をすすめる。

さらに、国家公務員倫理規程においても、スポーツの中で、ゴルフだけを特別に制限する規定が未だ見直しがなされていない。平成二十一年以来、懲戒処分を受けた国家公務員はない。スポーツ基本法が制定され、スポーツ庁が設置される中で、前記と同様にゴルフだけを禁止規定とする理由が今やない。早期に見直すべきである。

右、決議する。

平成二十九年十一月二十一日

(案)

自民党ゴルフ振興議員連盟

会長 衛藤 征士郎

自民党 2020 年オリパラ東京大会実施本部 本部長 遠藤 利明

自民党政務調査会スポーツ立国調査会 会長 駆 浩

座長 中曾根 弘文

自民党政務調査会文部科学部会

部会長 赤池 誠章